

主な償却資産の耐用年数表

※表に記載の耐用年数はあくまでも目安として掲載しています。

●建物付属設備

構 造 又 は 用 途	細 目	耐用年数
電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水又は衛生設備及びガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）	13
	その他のもの	15
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

●構築物

構 造 又 は 用 途	細 目	耐用年数
広告用のもの	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10

●機械及び装置

設備の種類		耐用年数
食料品製造業用設備		10
飲料、たばこ又は飼料製造業用設備		10
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備		12
太陽光発電設備		17
印刷業又は印刷関連業用設備		
	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
	その他の設備	10
通信業用設備		9
放送業用設備		6
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備		
	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの	17
	その他の設備 その他のもの	8
洗濯業、理容業、美容業、浴場業用設備		13
その他の生活関連サービス業用設備		6
自動車整備業用設備		15
その他のサービス業用設備		12
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの		
	機械式駐車設備	10
	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	8
	その他の設備 主として金属製のもの	17
	その他の設備 その他のもの	8

●工具器具及び備品

構 造 又 は 用 途	細 目	耐用年数
工具	測定工具及び検査工具	5
	治具及び取付工具	3
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな及び陳列ケース	
	冷凍・冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	テレビ、その他の音響機器	5
	ルームエアコン	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他電気又はガス機器	6
	カーテン、寝具	3
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
事務機器及び通信機器	パソコン	4
	その他の端末機器等	5
	コピー機、レジスター、ファクシミリ等	5
	インターホン・放送用設備	6
	電話設備、その他の通信機器	
	デジタル電話・デジタル構内交換設備	6
	その他のもの	10
看板及び広告器具	店頭看板、ネオンサイン、気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20
理容又は美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	ファイバースコープ	6
	その他のもの	8
	レントゲン、その他の電子装置使用機器	
	移動式、救急医療用	4
	その他のもの	6
前掲のもの以外のもの	その他のもの	
	主として金属製のもの	10
	その他のもの	5

※耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定されています。